

日本 NPO 学会第 11 期理事会 第 4 回理事会議事録

開催概要

日時：2020 年 10 月 5 日（月）20:00～22:51

場所：日本 NPO 学会事務局

〒770-8502 徳島県徳島市南常三島町 1-1 徳島大学総合科学部公共政策学研究室

開催方法：WEB 会議ツール「Zoom」を利用したオンライン開催

出席理事：石田会長、坂本副会長、青尾理事、大久保理事、岡本理事、菊池理事、粉川理事、小田切理事、桜井理事、菅野理事、出口理事、中嶋理事、松島理事、長谷川理事、李理事

欠席理事（委任状あり）：稲葉理事、岡田理事、川中理事、小島理事、仁平理事、戸川理事、早瀬理事、三木理事、森理事

欠席理事（委任状なし）：鈴木理事

出席監事：濱口監事

議案・配布資料

別添の議事次第を参照

1. 理事会の成立、進行、出席者の確認

理事会の成立の確認

会則第 26 条の定めにより、過半数の理事（25 名中出席 15 名、委任状提出 9 名）が出席であり、本理事会が成立していることが確認された。

議長

会則第 25 条の定めにより、石田会長が議長を務めることが確認された。

議事録署名人の選出

会則第 26 条第 3 項に基づき、議事録署名人として、坂本理事、小田切理事が選出された。

2. 審議事項の経過と結果

(1) 第 1 号議案：学会における声明発表の条件および手続きのあり方について

・石田会長より、第 25 期日本学術会議新規会員任命拒否に対する日本 NPO 学会理事

会声明を検討するにあたり、学会における対外的な声明を出す際における条件、ならびに手続きあり方の確認について提案があった。

・坂本副会長より、学会として声明を出す際の明確なルールはなく、まずは学会としての声明発表のあり方を確認したい旨、説明があった。

承認事項

審議の結果、第1号議案について次の点の確認がなされた。

- ・声明は、日本 NPO 学会の学術的活動あるいは学会員の活動に直接関係する事項について発表することが原則であること。
- ・声明を出すかどうかの判断については、現状としては、ケースバイケースで行う必要があること。
- ・今後、会長声明、理事会声明、学会声明等の声明の種別を踏まえ、それぞれの定義や条件、承認手続き等について検討すること。

(2) 第2号議案：第25期日本学術会議新規会員任命拒否に対する日本 NPO 学会理事会声明について

・石田会長より、第25期日本学術会議新規会員任命拒否に対して、日本 NPO 学会の「理事会」として声明を出すことについて提案が行われた。

承認事項

審議の結果、第2号議案は原案通り承認がなされた。

(3) 第3号議案：第25期日本学術会議新規会員任命拒否に対する日本 NPO 学会理事会声明の内容について

・石田会長より、第25期日本学術会議新規会員任命拒否に対する具体的な理事会声明の内容検討について説明が行われた。また、すでに理事会メーリングリストで各理事から提案された声明文（案）を基に検討することについて提案がなされた。

承認事項

審議の結果、第3号議案については、次の通り声明を発表することとした。また、この声明を、学会 WEB サイト等を通じて広く発信することとした。

日本学術会議は法に基づき、独立して科学に関する重要事項を審議し自ら実現するとともに、科学に関する重要事項について、政府の諮問に答え、政府に勧告する権限を持

つ。

その新規会員の任命において、過去に形式的な任命であるとの国務大臣による国会答弁があるにもかかわらず、第 25 期新規会員候補者 105 名のうち 6 名を内閣総理大臣が任命しなかったことに、日本 NPO 学会理事会としては重大な危惧を覚えるものである。

このような行為は、日本学術会議の本来の職務遂行をゆがめ、ひいては研究者の自由闊達な研究活動を阻害することにもつながりかねないため、日本 NPO 学会理事会は、任命されなかった 6 名の会員の任命を求める。

以 上

議長

石 田 祐 _____ 印

議事録署名人

坂 本 治 也 _____ 印

小 田 切 康 彦 _____ 印